

令和7年度秋田県放課後児童支援員等認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります。)

＜県央会場＞

科目 ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

- ◆ 児童虐待の早期発見のためのチェックリストやいじめのサイン発見シートは確認しやすく非常に良いと思った。虐待が疑われる時にみられる三つの不自然（親が不自然、子どもが不自然、親子関係が不自然）はとても参考になった。児童相談所への相談はハードルが高いが、学校の先生に相談する対応の仕方は現実的で良かった。異変を感じた時は相談し、注意深く見守っていきたい。
- ◆ 児童センターと放課後児童クラブの違いを、幼稚園と保育園のようなものと例えていたのがとても分かりやすく腑に落ちた。また、虐待について気づくためのサインである「三つの不自然」や気付いた後の対応等を知ることができたので、職員間で共有しながら子どもたちの様子に気を付けて見ていきたい。スマホを使った施設の安全管理の方法もすぐに取り入れて活用していきたいと思う。
- ◆ 虐待の防止や早期発見のためにも、放課後児童クラブ内の児童やその保護者について意見を交換する場を設けたり、小学校との連携を強化したりすることが大切だと学んだ。また、施設内で子どもにとって危険な場所はどこかを写真を撮って記録し、職員同士で共有することはすぐに実践できると思うので、これから取り組んでいきたい。子どもたちも地域の一員として、地域に愛着をもてるよう地域社会との交流を積極的に行っていきたい。
- ◆ 児童の虐待に気付くポイントについて、親子、親子関係が不自然であり、早く気付くためには普段の子どもの様子や会話等のコミュニケーション、何でも相談できる信頼関係を築くことが重要だと思った。また職場内での意見交換、情報共有を常にするよう心掛けたい。子どもであっても一人の人権、人格者として扱い、差別的な扱いをしないなど、一人ひとりを尊重して対応するという気持ちを忘れずにいたいと思いました。
- ◆ 子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さを学んだ。運営の内容を適切に説明や公表をし、子どもの権利を保障するために、権利擁護に関する意識を高め、子どもの最善の利益を考慮して育成に努めなければならないと感じた。子どもへの虐待の禁止と予防では、子どもが出す不自然さを見逃さないようにしたい。虐待を見つけたら一人で抱え込まず、早めに共有し専門機関へ通告するようにしたい。